**第 ３ 部**

障害のある人たちと施策等の現状

# 第１章　金沢市の概要と福祉の特性

## 金沢市の概要

金沢市は、恵まれた自然の立地条件とそれを生かした独特の都市構造、歴史と人に根づいた文化伝統、日本海沿岸域の中枢基幹都市としての安定した経済構造、市民の定着度の高さと連帯意識の強さなど、豊かな個性を持っています。

さらに、金沢市では、平成25年3月に金沢がめざす今後10年間の新たな方向性を示した『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を策定し、これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、個性を大切にし、魅力を磨き高めることで、人・モノ・情報を引きつけ、同時に発信していくことによって、成長、発展していく交流拠点都市をめざしていくとしています。

1889（明治22）年の金沢市制施行当時の推計人口は約94,000人とされていますが、131年を経過した令和２年には、人口は約45万人、市域面積は約469㎢の規模となっています。

０歳～17歳人口比率の減少、65歳以上人口の増加という少子高齢社会は、かなりのテンポで進行しつつあります。平成27年の高齢化率25.0％は、全国平均の26.6％よりは低い率です。

図表３－１－１　年齢三区分別人口の推移

（注）率は「年齢不詳」を除いて計算

資料：昭和45年～平成27年は総務庁「国勢調査」、令和２年は住民基本台帳人口（10月１日）

## 金沢市の福祉の特性

#### 先駆的な地域福祉の伝統

金沢市の福祉は、その発展過程において自然条件・歴史的土壌が大きな影響を与えてきました。

都市化が進んだ現代においても市民の連帯意識は強く、それを育ててきたのが、厳しい冬の生活や強い信仰心であったといわれています。また、厳しい自然条件は産業形態にも影響し、金沢市では家族を主とした小規模な家内工業が発達してきましたが、このことは保育のニーズを生み出し、民間福祉産業の参加を促進することにもなりました。

金沢市における民間社会福祉事業は明治初期に始まり、その先駆性を基盤とした公私の協働は、金沢市の福祉の特色ともなっています。特に民生委員活動においては、その前身である社会改良委員、方面委員時代を通じ、金沢市の福祉発展に大きな役割を果たしていますが、現在にその功績を継承するものとして善隣館活動があげられます。1934（昭和９）年に創設された第一善隣館をはじめ、各地区に開設された善隣館は、福祉や保健、社会教育などの隣保事業を行う拠点となってきました。しかし、戦後、福祉や保健・医療制度が整備され、公民館活動が浸透し、善隣館活動は停滞期に入りましたが、高齢社会の到来により在宅福祉の充実が求められる時期を迎え、地域福祉活動の拠点として見直されています。

#### 人にやさしいまちづくりとその課題

道路・交通・建築などにおけるバリアフリーについては、「金沢市冬期バリアフリー計画」の作成や、「金沢市交通バリアフリー基本構想」「新金沢交通戦略」に基づく整備など、先進的な施策を展開しています。坂や狭い路地が多い、古い町並みの伝統的な家屋が多い、雨や雪などの降水量が多いなど、金沢特有の地形や風土などに対応することが大きな課題といえるでしょう。

また、地元の大学や民間企業においては、バリアフリー関連の研究が進み、多様なケアシステムや福祉機器などの開発が見られます。

#### 地方分権時代への対応

金沢市は、平成８年４月には地方分権への試みとしての新しい都市制度である「中核市」に移行しました。これは、地方自治法の改正による中核市制度の発足に伴い、他の11市とともに初めて指定を受けたものです。これにより社会福祉事業法（社会福祉法）や身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法（知的障害者福祉法）などに規定する権限の多くが県より委譲され、より主体的に障害者施策を展開していくことが可能になりました。

また、この中核市移行を機に、市民福祉部と保健環境部の一部を合わせて「福祉保健部」（平成18年度に「福祉健康局」に、平成24年度に「福祉局」と「保健局」に改組）とし、さらに平成９年４月には、従来３か所あった保健所を、１つの保健所と３つの福祉保健センター（現在は「福祉健康センター」）に改組しました。これにより、身体障害・知的障害施策を所管する部門と精神障害・難病患者等を所管する部門の機能が強化されるとともに、福祉と保健の連携や、より地域に密着した福祉施策の実施を図れることとなりました。

平成16年の児童福祉法の改正により、従来都道府県および指定都市に限定されていた児童相談所の設置が市にも認められたため、平成18年度に児童相談所を設置しました。令和２年10月現在、都道府県・指定都市以外で児童相談所を設置しているのは、本市・横須賀市・明石市の３市です。

# 第２章　障害のある人たちの現状

1. 障害のある人の数

### 身体に障害のある人

#### 身体に障害のある人の数

令和２年の身体障害者手帳所持者を昭和45年と比較すると､実に3.7倍に増加しています。身体に障害のある人が本市の総人口に占める比率は、昭和45年が1.2％なのに対し､令和２年は3.4％になっています。

1. 身体障害者手帳所持者数の推移

（注）各年３月末日現在

1. 身体障害者手帳所持者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 計 |
| １　級 | 375 | 93 | 7 | 1,805 | 3,283 | 5,563 |
| ２　級 | 325 | 254 | 4 | 1,552 | 91 | 2,226 |
| ３　級 | 57 | 130 | 67 | 1,694 | 1,366 | 3,314 |
| ４　級 | 81 | 156 | 77 | 1,865 | 878 | 3,057 |
| ５　級 | 101 | 10 | - | 501 | - | 612 |
| ６　級 | 46 | 374 | - | 271 | - | 691 |
| 計 | 985 | 1,017 | 155 | 7,688 | 5,618 | 15,463 |

（注）令和２年３月末日現在

#### 障害の種類別の身体に障害のある人の数

近年の障害の種類別の身体に障害のある人の数をみると、視覚に障害のある人および肢体不自由者は減少傾向を示し、聴覚に障害のある人および言語に障害のある人はあまり変動がなく、内部に障害のある人は増加傾向を示しています。令和２年の障害の種類別の構成比率をみると、肢体不自由者が５割近くを占めています。

1. 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 言語障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 計 |
| 昭45年 | 781 | 522 | 59 | 2,823 | 40 | 4,225 |
| 昭50年 | 682 | 560 | 63 | 2,907 | 84 | 4,296 |
| 昭55年 | 896 | 783 | 48 | 4,001 | 384 | 6,112 |
| 昭60年 | 1,055 | 895 | 73 | 4,929 | 856 | 7,808 |
| 平２年 | 1,171 | 1,022 | 100 | 5,663 | 1,554 | 9,510 |
| 平７年 | 1,163 | 1,043 | 117 | 6,130 | 2,328 | 10,781 |
| 平12年 | 1,180 | 1,052 | 133 | 7,199 | 3,182 | 12,746 |
| 平17年 | 1,196 | 1,101 | 183 | 7,872 | 4,081 | 14,433 |
| 平22年 | 1,159 | 1,124 | 168 | 8,585 | 4,787 | 15,823 |
| 平27年 | 1,053 | 1,061 | 158 | 8,652 | 5,263 | 16,187 |
| 平28年 | 1,019 | 1,075 | 160 | 8,462 | 5,293 | 16,009 |
| 平29年 | 1,005 | 1,054 | 153 | 8,257 | 5,408 | 15,877 |
| 平30年 | 996 | 1,048 | 151 | 8,049 | 5,545 | 15,789 |
| 平31年 | 985 | 1,027 | 146 | 7,859 | 5,608 | 15,625 |
| 令２年 | 985 | 1,017 | 155 | 7,688 | 5,618 | 15,463 |

（注）各年３月末日現在

#### 障害の重度化

障害等級別の身体に障害のある人の数の推移をみると、最重度の１級が最も多くなっています。身体障害者障害程度等級表がほぼ現行と同じになった昭和60年と令和２年を比較すると、１級が3.6倍、２級が1.2倍、３級が2.3倍、４級が2.1倍、６級が1.1倍に増加しており､５級のみ0.7倍に減少しています。

1. 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

（注）各年３月末日現在

#### 身体に障害のある人の高齢化

令和２年の年齢区分別の身体障害者手帳所持者の比率は、40歳未満が6.4％、40歳～64歳が20.3％、65歳以上が73.3％となっています。

これを平成27年以降の推移でみると、65歳未満は減少を続けており、65歳以上はほとんど変動がありません。

また、令和２年の各年齢層の人口に占める身体に障害のある人は、60歳未満が1.3

1. 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の比率

（注）令和２年３月現在

％に対して、65歳以上が9.4％と非常に高い率を示しています。

図表３－２－７は、性別・年齢別・障害の種類別に身体障害者手帳所持者数をみたものです。視覚に障害のある人、聴覚・平衡機能に障害のある人および肢体不自由者は女性が多く、内部に障害のある人は男性が多くなっています。

1. 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移

（注）各年３月末現在

1. 性別・年齢別・障害の種類別身体障害者手帳所持者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | ０～17歳 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 視覚障害 | | 5 | 2 | 31 | 25 | 141 | 82 | 293 | 406 | 470 | 515 | 985 |
| 聴覚平衡機能障害 | | 19 | 26 | 31 | 44 | 90 | 94 | 272 | 441 | 412 | 604 | 1,017 |
|  | 聴覚 | 19 | 26 | 31 | 43 | 87 | 91 | 267 | 436 | 404 | 596 | 1,000 |
|  | 平衡機能 | - | - | - | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 9 | 17 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | | - | - | 4 | 5 | 33 | 6 | 75 | 32 | 112 | 43 | 155 |
| 肢体不自由 | | 81 | 66 | 238 | 193 | 869 | 800 | 1,968 | 3,473 | 3,156 | 4,442 | 7,688 |
|  | 上肢 | 36 | 35 | 110 | 91 | 385 | 313 | 929 | 948 | 1,460 | 1,387 | 2,847 |
|  | 下肢 | 22 | 15 | 97 | 73 | 348 | 396 | 764 | 2,276 | 1,231 | 2,760 | 3,991 |
|  | 体幹 | 23 | 16 | 31 | 29 | 136 | 91 | 275 | 249 | 465 | 385 | 850 |
| 内部障害 | | 35 | 36 | 99 | 61 | 703 | 314 | 2,468 | 1,902 | 3,305 | 2,313 | 5,618 |
|  | 心臓機能 | 27 | 28 | 56 | 38 | 335 | 138 | 1,608 | 1,361 | 2,026 | 1,565 | 3,591 |
|  | じん臓機能 | 1 | - | 28 | 11 | 254 | 116 | 453 | 233 | 736 | 360 | 1,096 |
|  | 呼吸器機能 | - | - | 1 | 3 | 15 | 10 | 125 | 80 | 141 | 93 | 234 |
|  | ぼうこう・直腸機能 | 4 | 4 | 5 | 5 | 47 | 41 | 255 | 217 | 311 | 267 | 578 |
|  | 小腸機能 | 2 | 1 | - | 1 | 1 | 3 | - | - | 3 | 5 | 8 |
|  | 免疫機能 | - | - | 7 | - | 38 | 3 | 9 | 1 | 54 | 4 | 58 |
|  | 肝臓機能 | 1 | 3 | 2 | 3 | 13 | 3 | 18 | 10 | 34 | 19 | 53 |
| 合　　計 | | 140 | 130 | 403 | 328 | 1,836 | 1,296 | 5,077 | 6,256 | 7,455 | 8,008 | 15,463 |
| 270 | | 731 | | 3,132 | | 11,330 | |

（注）令和２年３月末日現在

### 知的障害のある人

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。制度発足当初は、Ａ(重度）およびＢ(その他）の２段階の区分でしたが、現在は、ＡⅠ（最重度）、ＡⅡ（重度）、Ａ身（障害の程度は中度であって身体障害を重複している人）、ＢⅠ（中度）およびＢⅡ（軽度）の５段階としています。

図表３－２－８でみると、制度が十分浸透していなかった昭和50年は326人でしたが、その後一貫して増え続け、令和２年には3,124人になっています。

手帳所持者は、女性より男性が多く、年齢階層別では18歳～39歳が39.0％を占めています（図表３－２－９）。

障害の程度別にみると、ＢⅡ（軽度）が最も多く、次いでＢⅠ（中度）、ＡⅡ（重度）の順になっています（図表３－２－10）。

1. 療育手帳所持者数の推移

（注）各年３月末日現在

1. 性別・年齢別療育手帳所持者数

男　性 女　性 合　計

（注）令和２年３月末日現在

2. 性別・年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | | 女性 |
| Ａ | | 115 | 74 | 328 | 181 | 221 | 162 | 43 | 45 | 707 | | 462 | 1,169 |
|  | ＡⅠ | 38 | 27 | 146 | 85 | 92 | 74 | 9 | 16 | 285 | | 202 | 487 |
|  | ＡⅡ | 73 | 42 | 174 | 87 | 114 | 80 | 32 | 25 | 393 | | 234 | 627 |
|  | Ａ身 | 4 | 5 | 8 | 9 | 15 | 8 | 2 | 4 | 29 | | 26 | 55 |
| Ｂ | | 409 | 171 | 470 | 238 | 333 | 177 | 80 | 77 | 1,292 | | 663 | 1,955 |
|  | ＢⅠ | 138 | 54 | 191 | 114 | 192 | 121 | 58 | 63 | 579 | | 352 | 931 |
|  | ＢⅡ | 271 | 117 | 279 | 124 | 141 | 56 | 22 | 14 | 713 | | 311 | 1,024 |
| 合　計 | | 524 | 245 | 798 | 419 | 554 | 339 | 123 | 122 | 1,999 | 1,125 | | 3,124 |
| 769 | | 1,217 | | 893 | | 245 | |

（注）令和２年３月末日現在

### 精神に障害のある人

#### 精神障害者通院医療費受給者数

2020年（令和２年）６月末日現在の精神障害者通院医療費の受給者数は7,576人になりますが、入院患者も含めると、精神に障害のある人の実数は、これよりもさらに多いと考えられます。

1. 精神障害者通院医療費受給者数の推移

（注）１　各年６月末日現在

資料：「病院報告」

#### 精神障害者保健福祉手帳

平成７年に精神保健法が改正され、法律名も「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。令和２年３月末日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は4,528人であり、そのうち２級が８割以上の3,825人を占めています。精神に障害があっても、未だに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がかなりいると考えられます

1. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（注）各年３月末日現在

1. 性別・年齢別・障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 18歳未満 | | 18～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | | 合計 |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| １　級 | 3 | 2 | 17 | 14 | 51 | 40 | 73 | 104 | 144 | 160 | 304 |
| ２　級 | 35 | 13 | 510 | 553 | 1,091 | 981 | 305 | 337 | 1,941 | 1,884 | 3,825 |
| ３　級 | 2 | 1 | 71 | 60 | 121 | 108 | 17 | 19 | 211 | 188 | 399 |
| 計 | 40 | 16 | 598 | 627 | 1,263 | 1,129 | 395 | 460 | 2,296 | 2,232 | 4,528 |
| 56 | | 1,225 | | 2,392 | | 855 | |

（注）令和２年３月末日現在

### 難病患者等

平成24年６月に公布された障害者総合支援法により、平成26年４月１日から「難病等」が障害者の範囲に加えられ、難病として130疾患が指定されました。

平成26年５月に公布された「難病の患者に対する医療等に関する法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」（いずれも平成27年１月１日施行）により、医療費の公費負担の対象となる難病および小児慢性特定疾病が定められました。

1. 性別・年齢別の難病患者の人数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 20歳未満 | | 20～39歳 | | 40～64歳 | | 65歳以上 | | 計 | |
| 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 認定患者数 | 18 | 16 | 230 | 255 | 550 | 719 | 700 | 965 | 1,498 | 1,955 |
| 計 | 34 | | 485 | | 1,269 | | 1,665 | | 3,453 | |

（注）令和２年３月末日現在

1. 医療費の公費負担の対象となる難病および小児慢性特定疾病患者の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和２年 |
| 難病 | 疾患数 | 110 | 306 | 306 | 330 | 331 | 333 |
| 認定患者数 | 3,289 | 3,468 | 3,618 | 3,328 | 3,343 | 3,453 |
| 小児慢性特定疾病 | 疾患数 | 565 | 504 | 471 | 455 | 429 | 429 |
| 認定患者数 | 559 | 500 | 466 | 449 | 422 | 417 |

（注）各年３月末日現在

### 障害支援（程度）区分認定者等

#### 障害支援（程度）区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分（平成25年度までは「障害程度区分」でした。）は、区分１～６となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます。）利用者については、区分Ａ～Ｃとなっていました。令和２年10月現在の認定者は2,320人です（図表３－２－16）。この認定者数は、３つの手帳所持者の合計の10.0％に当たります。なお、図表３－２－16の障害支援（程度）区分認定者数は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童については、障害支援区分は設けていません。

障害福祉サービスのうち、図表３－２－17のサービスは該当する障害支援区分であれば受けることができます。訓練等給付など、図表３－２－17に該当しないサービスであっても、障害支援区分一次判定を受けなければなりません。

1. 　障害支援（程度）区分認定者数の推移
2. 障害支援区分認定が必要なサービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス名 | 対象区分等 | サービス名 | 対象区分等 |
| 居宅介護 | 区分１以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分２以上かつ該当条件あり） | 短期入所 | 区分１以上 |
| 重度訪問介護 | 区分４以上（他に該当条件あり） | 生活介護 | 区分３以上（50歳以上は区分２以上） |
| 同行援護 | 支援の度合いに応じて、区分認定が必要 | 療養介護 | 区分５以上（他に該当条件あり） |
| 行動援護 | 区分３以上（他に該当条件あり） | 施設入所支援 | 区分４以上（50歳以上は区分３以上） |
| 重度障害者等包括支援 | 区分６（他に該当条件あり） |  |  |

#### 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図表３－２－18は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続け、令和２年10月には3,753人になりました。

1. 
2. 障害福祉サービス支給決定者数の推移

#### 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業および訪問入浴サービスを利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図表３－２－19は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の５割弱となっています。

1. 　地域生活支援事業利用決定者数の推移

#### 障害児支援支給決定者

前述したように、18歳未満の障害のある児童には障害支援区分は設けられていませんが、障害児通所支援等を利用しようとする場合には、市による支給決定を受けなければなりません。なお、本市は児童相談所を設置しているので、障害児入所給付の決定も行っています。

現在の制度が開始されてからの障害児支援支給決定者数の推移は図表３－２－20のとおりですが、令和２年10月の991人の７割近くが、放課後等デイサービスの利用児です。

1. 　障害児支援支給決定者数の推移

## 障害のある人たちの世帯・居住状況

本項においては、令和元年10月から11月に身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・障害のある児童を対象に実施した「金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート」（以下「アンケート」といいます。）を中心に、障害のある人たちの世帯・居住状況を把握します。

### 世帯人数

平成27年の国勢調査によると、全国の平均世帯人数は2.33人、金沢市の平均世帯人員は2.26人でした。これに対して、アンケートによる身体に障害のある人の世帯の平均人数は2.68人、知的障害のある人は3.32人、精神に障害のある人は2.66人と、かなり多くなっています（図表３－２－21）。

ひとり暮らしは、金沢市全体では38.6％に達していますが、身体に障害のある人の世帯は18.1％、知的障害のある人の世帯はわずか6.7％です（図表３－２－22）。

1. 平均世帯人員

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

1. 世帯人員

資料：「金沢市全体」は平成27年10月「国勢調査」

### 配偶者のいる率

図表３－２－23は、配偶者のいる率を国勢調査と比較したものです。調査対象者の年齢区分が若干違うことを考慮しても、身体に障害のある人は国勢調査並み、知的障害のある人および精神に障害のある人は極端に低くなっています。性別にみると、国勢調査の配偶者のいる率は女性より男性が高くなっており、アンケートは３障害とも男性より女性が高くなっています。

1. 配偶者のいる率

（注）１　アンケートは、「同居している配偶者」である。

２　「全国」「知的障害のある人」「精神に障害のある人」は18歳以上、「身体に障害のある人」は18～64歳

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

### 持ち家率

図表３－２－24は、全国・石川県・金沢市とアンケートの持ち家率を比較したものです。石川県の持ち家率は、全国平均より高いのですが、金沢市の持ち家率は全国平均より低くなっています。持ち家率は、都市部ほど低くなる傾向があります。精神に障害のある人以外の持ち家率は、金沢市平均を上回っています。精神に障害のある人の持ち家率が低いのは、ひとり暮らしの比率が高く、借家（賃貸マンション・アパートを含む）やグループホームなどに住んでいる人が多いためです。

1. 持ち家率

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

## 障害のある人たちの雇用・就業の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた雇用率は次のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって障害のある人を雇用しなければならず、そうでない場合には一定の課徴金を支払うことになっています。精神に障害のある人については雇用義務はありませんが、雇用した場合は、身体に障害のある人あるいは知的障害のある人を雇用したものとみなされていましたが、平成30年４月１日からは、精神に障害のある人も雇用義務の対象に含まれ法定雇用率の算定基礎に加わりました。また、令和３年４月までには、さらに0.1％引き上げられることになっています。

民間企業（規模45.5人以上） 2.2％（2.0％）

国・地方公共団体・特殊法人等 2.5％（2.3％）

都道府県等の教育委員会 2.4％（2.2％）

（注）（　）内の率は、平成30年３月までの雇用率

雇用率の算定に当たっては、身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は１人の雇用をもって２人としてカウントされます。また、短時間労働者は１人を0.5人としてカウントされますが、短時間労働者のうち身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は、それぞれ１人としてカウントされることになっています。

### 民間企業の雇用状況

金沢公共職業安定所管内の令和元年６月１日現在の障害のある人の雇用数は2,418.5人、雇用率は2.31％でした。障害のある人を多く雇用している業種は、医療福祉業、製造業、サービス業、卸売・小売業ですが、この４業種は対象労働者数も他業種より多く、当然のことといえます。雇用率が高いのは、医療福祉業、運輸業・郵便業などです。反対に低いのは、建設業、卸売・小売業、情報通信業などです。法定雇用率2.2％を達成しているのは333社、未達成企業は305社で、達成率は52.2％となっています。企業規模別にみると、労働者数が45.5～100人未満の企業の雇用率が最も高く、300～500人未満の企業が最も低くなっています（図表３－２－25）。

雇用率の推移をみると、近年の法定雇用率の引き上げに伴って大幅に上昇しています。直近３年間の石川県と金沢市（金沢職安管内）の法定雇用率は、全国より高い率となっています（図表３－２－26）。

1. 民間企業の障害のある人の雇用状況（令和元年６月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産　　　業 | 対　象  企業数 | 対象労  働者数 | うち障害  のある人 | 雇用率（％） | 達　成  企業数 | 未達成  企業数 | 達成率（％） |
| 建設業 | 38 | 6,402.0 | 69.5 | 1.32 | 15 | 23 | 39.5 |
| 製造業 | 121 | 22,626.0 | 457.0 | 2.03 | 67 | 54 | 55.4 |
| 情報通信業 | 32 | 5,155.5 | 88.0 | 1.71 | 16 | 16 | 50.0 |
| 運輸業・郵便業 | 40 | 8,869.0 | 173.5 | 2.58 | 23 | 17 | 57.5 |
| 卸売・小売業 | 142 | 20,223.0 | 326.5 | 1.62 | 63 | 79 | 44.4 |
| 金融・不動産業 | 28 | 6,168.0 | 111.5 | 1.81 | 11 | 17 | 39.3 |
| 医療福祉業 | 89 | 16,181.5 | 683.5 | 5.17 | 59 | 30 | 66.3 |
| サービス業 | 135 | 22,938.0 | 448.0 | 2.02 | 71 | 64 | 52.6 |
| その他 | 13 | 4,366.5 | 61.5 | 1.90 | 8 | 5 | 61.5 |
| 計 | 638 | 112,929.5 | 2,418.5 | 2.31 | 333 | 305 | 52.2 |
| 45.5～100 人未満 | 338 | 22,712.0 | 575.5 | 2.61 | 173 | 165 | 51.2 |
| 100 ～300人未満 | 219 | 36,711.0 | 812.5 | 2.37 | 120 | 99 | 54.8 |
| 300 ～500人未満 | 46 | 17,309.5 | 309.5 | 1.97 | 20 | 26 | 43.5 |
| 500～1,000人未満 | 25 | 14,920.0 | 316.0 | 2.26 | 14 | 11 | 56.0 |
| 1,000 人 以 上 | 10 | 21,277.0 | 405.0 | 2.16 | 6 | 4 | 60.0 |

（注）１　調査対象：対象労働者45.5人以上の企業

２　金沢職安管内（金沢市、かほく市、河北郡）の企業

資料：金沢公共職業安定所

1. 民間企業の障害のある人の実雇用率の推移（各年６月１日現在）

資料：金沢公共職業安定所

### 登録者の状況

令和元年６月末現在の金沢公共職業安定所に「障害者」として登録されているのは、身体に障害のある人2,572人、知的障害のある人および精神に障害のある人3,903人、合わせて6,475人です。そのうち、就業しているのは、身体に障害のある人1,603人、知的障害のある人および精神に障害のある人2,229人、合計3,832人であり、就業率はそれぞれ62.3％、57.1％、59.2％です。

1. 登録者の状況（令和元年６月末現在）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 性・程度  登録　　　　　　　障害部位 | | | 計 | 男性 | 女性 | 計のうち重度の障害のある人 |
| 有　効　求　職　者 | 身体に障害のある人 | 計 | 428 | 249 | 179 | 200 |
| １　　　視覚 | 28 | 15 | 13 | 22 |
| ２～４　聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 42 | 24 | 18 | 26 |
| ５．６　上肢切断・機能 | 89 | 55 | 34 | 42 |
| ７．８　下肢切断・機能 | 115 | 49 | 66 | 21 |
| ９　　　体幹機能 | 20 | 14 | 6 | 8 |
| 10．11　脳病変による運動機能 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 131 | 91 | 40 | 80 |
|  | 計 | 923 | 537 | 386 | 18 |
| 知的障害のある人 | 88 | 61 | 27 | 18 |
| その他 | 835 | 476 | 359 | － |
| 就　業　中　の　者 | 身体に障害のある人 | 計 | 1,603 | 1,039 | 564 | 758 |
| １　　　視覚 | 152 | 112 | 40 | 104 |
| ２～４　聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 247 | 135 | 112 | 161 |
| ５．６　上肢切断・機能 | 295 | 194 | 101 | 96 |
| ７．８　下肢切断・機能 | 435 | 255 | 180 | 106 |
| ９　　　体幹機能 | 67 | 52 | 15 | 24 |
| 10. 11 脳病変による運動機能 | 57 | 42 | 15 | 27 |
| 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 350 | 249 | 101 | 240 |
|  | 計 | 2,229 | 1,435 | 794 | 257 |
| 知的障害のある人 | 849 | 604 | 245 | 257 |
| その他 | 1,380 | 831 | 549 | － |
| 保　留　中　の　者 | 身体に障害のある人 | 計 | 541 | 371 | 170 | 248 |
| １　　　視覚 | 40 | 28 | 12 | 26 |
| ２～４　聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能 | 67 | 40 | 27 | 28 |
| ５．６　上肢切断・機能 | 93 | 65 | 28 | 43 |
| ７．８　下肢切断・機能 | 136 | 78 | 58 | 29 |
| ９　　　体幹機能 | 29 | 20 | 9 | 12 |
| 10. 11 脳病変による運動機能 | 4 | 3 | 1 | 2 |
| 12～17 心臓・じん臓・呼吸器・膀胱等・免疫・肝 | 172 | 137 | 35 | 108 |
|  | 計 | 751 | 406 | 345 | 28 |
| 知的障害のある人 | 130 | 90 | 40 | 28 |
| その他 | 621 | 316 | 305 | － |
|

資料：金沢公共職業安定所

### 就職状況

令和元年度中に就職したのは、身体に障害のある人135人、知的障害のある人および精神に障害のある人453人、計588人です。就職先の業種で最も多いのは、その他であり、次いで卸売・小売業・飲食店・宿泊業です。また、職業別では、その他、事務などが多くなっています。

1. 就職状況（令和元年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障　害　部　位　別 | 部位  項目 | | 計 | １ 視　　覚 | ２ 聴　　覚 | | ３ 平衡機能 | | ４ 音声言語 | ５ 上肢切断 | | ６ 上肢機能 | | ７ 下肢切断 | ８ 下肢機能 | | ９ 体幹機能 | 10 脳病変上肢機能 | 11 脳病変移動機能 | | 12 心臓機能 | 13 じん臓機能 | | 14 呼吸器機能 | | 15 ぼうこう直腸機能 | 16 免疫機能 | | 17 肝機能 |
| 身体に障害のある人 | | 135 | 13 | 14 | | - | | 1 | 3 | | 31 | | 4 | 25 | | 7 | - | - | | 19 | 13 | | - | | 3 | 2 | | - |
|  | 重　度 | 69 | 10 | 10 | | - | | - | - | | 16 | | 1 | 4 | | 3 | - | - | | 11 | 12 | | - | | 1 | 1 | | - |
| 産　　業　　別 | 産業  項目 | | 計 | | | 農・林・漁業 | | 鉱　　　業 | | | 建　設　業 | | 製　造　業 | | | 道業  電気・ガス・水 | | 運輸・通信業 | | 飲食店・宿泊業  卸売・小売業・ | | | 動産業  金融・保険・不 | | サービス業 | | | そ　の　他 | |
| 身体に障害のある人 | | 135 | | | 1 | | 2 | | | 13 | | 10 | | | - | | 10 | | 24 | | | 7 | | 13 | | | 55 | |
|  | 重　度 | 69 | | | 1 | | - | | | 6 | | 5 | | | - | | 4 | | 14 | | | 3 | | 7 | | | 29 | |
| 知的障害のある人、精神に障害のある人 | | 453 | | | 1 | | - | | | 11 | | 46 | | | - | | 22 | | 72 | | | 9 | | 66 | | | 226 | |
|  | 知　的 | 84 | | | - | | - | | | 1 | | 10 | | | - | | 5 | | 23 | | | 2 | | 5 | | | 38 | |
| 職　　業　　別 | 職業  項目 | | 計 | | | 専門技術 | | 管　　理 | | | 事　　務 | | 販　　売 | | | サービス | | 保　　安 | | 漁業  農業・林業・ | | | 運輸・建設 | | 生産工程 | | | そ　の　他 | |
| 身体に障害のある人 | | 135 | | | 16 | | - | | | 34 | | 3 | | | 20 | | 2 | | - | | | 17 | | 11 | | | 32 | |
|  | 重　度 | 69 | | | 12 | | - | | | 20 | | 1 | | | 9 | | 1 | | - | | | 7 | | 6 | | | 13 | |
| 知的障害のある人、精神に障害のある人 | | 453 | | | 28 | | 1 | | | 83 | | 19 | | | 55 | | 4 | | 5 | | | 13 | | 55 | | | 190 | |
|  | 知　的 | 84 | | | 2 | | - | | | 2 | | 6 | | | 7 | | 2 | | - | | | 8 | | 8 | | | 49 | |

資料：金沢公共職業安定所

### 本市の雇用状況

法定雇用率の達成に向け、令和元年から正規職員採用試験の一部要件を撤廃し、障害種別についても身体に障害のある人に加えて、知的障害のある人または精神に障害のある人も対象とした試験を実施するとともに、新たに非常勤職員（会計年度任用職員）を対象とした採用試験も実施した結果、市長部局の令和２年の実雇用率が2.20％まで上昇しました。

また、障害者理解促進研修の実施やＷｅｂ日報システムの利用等により、採用後の定着支援に向けた取組みを行っています。

1. 金沢市の障害のある人の雇用率の推移（各年６月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平  23 | 平  24 | 平  25 | 平  26 | 平  27 | 平  28 | 平  29 | 平  30 | 令  １ | 令  ２ |

1. 金沢市の障害のある人の雇用状況（令和２年６月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 法定雇用率 | 雇用すべき  障害者数① | 実雇用率 | 障害者数② | 過不足  （②－①） |
| 市長部局  （病院含む） | 2.50％ | 56人 | 2.20％ | 50人 | ▲6人 |
| 教育委員会 | 2.40％ | 14人 | 2.47％ | 15人 | 1人 |
| 企業局 | 2.50％ | 5人 | 2.16％ | 5人 | 0人 |